

2021年12月14日
協同住宅ローン株式会社

同性パートナーとのペアローンの取扱い開始について

協同住宅ローン株式会社（代表取締役社長：砂長 俊英）は、多様性に関する社会的な関心の高まりを踏まえ、お客さまの多様なニーズにお応えするため、当社の住宅ローンにおける配偶者の定義に「同性パートナー」も含めることと致しましたので、お知らせいたします。

当社を含む農林中央金庫グループは、ステークホルダーから求められる視点、SDGsなど農林中央金庫グループとしての重要課題の視点に基づき、5分野14課題のサステナブル課題を設定しており、「誰も取り残さない金融の実現」をその課題の1つとしております。本件取扱い開始により、誰もが安心して暮らせる持続可能な社会づくりに貢献してまいります。

記

1. 概要

対象商品	マイホーム100、およびこれに準ずる商品
内容	ペアローン（※1）における配偶者の定義に「同性パートナー」を含める
必要書類	以下のいずれかの書類 ・渋谷区が発行するパートナーシップ証明書の写し ・任意後見契約（※2）および合意契約（※3）に係る公正証書の正本または謄本、および任意後見契約に係る登記事項証明書

（※1）同一物件に対して、各々が住宅ローン契約を締結し、相互に連帯債務者となる住宅ローンのこと

（※2）パートナーを相互に任意後見受任者に指定しているもの

（※3）以下の①②がいずれも明記されているもの

①二人が愛情と信頼に基づく真摯な関係であること

②二人が同居し、共同生活において互いに責任を持って協力し、およびその共同生活に必要な費用を分担する義務を負うこと

2. 取扱開始日 2021年12月7日

【本件に関するお問い合わせ先】

総合企画部 飯田・穴田（電話番号 03-5656-9907）

以上